

平成 28 年 1 月 9 日

「安全担当者」の基準、申し合わせについて

神奈川連盟県コミッショナー

平成 27 年度の登録説明会時に、主題「安全担当者の基準を明確にする」という提案が行われたことを受け、平成 28 年度の登録説明会、地区コミッショナー分科会にて、地区コミッショナー／県コミッショナー全員の合意のもと、地区登録審査時に次の通りの基準で運用するよう申し合わせをしましたので、確認のため書面に残します。

1. 各隊は、全隊ともに必ず隊長とは別に、「安全担当者」をおいて、活動時の安全に万全を尽くすよう最善の努力していただくこと。ただし、団・隊の状況から見て、万已むを得ない場合で地区コミッショナーが認めた場合に限り、隊長を安全担当者とする事が出来るものとします。しかしこの場合でも、安全担当者を置かない選択はできません。
2. 各隊に置かれる「安全担当者」は、常に最新の安全技術や考え方、安全基準や安全に関するデータを研究し、地区で開催される「ボーイスカウト安全研修会」（講習会、研究集会等）に参加すること。「安全担当者」の研修受講は少なくとも 3 年に 1 回以上受講して研鑽を積んで頂くこととし、3 年以上の間隔を空けることは認められないものとします。（安全担当者として認められません。）

以 上